

世田谷区立区砧区民会館の指定管理者の指定

1 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	施設所在地	指定管理者の候補者名 及び所在地
世田谷区立 砧区民会館	世田谷区成城六丁目2番1 号	株式会社世田谷サービス公社 世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

3 選定経緯等

(1) 選定経緯

条例施行規則および指定管理者選定委員会設置要綱に基づき世田谷区区民集會施設等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定方法について審議した結果、指定管理者制度を適用し、公募による選定を行うこととされた。

令和5年3月28日から5月22日までの期間で公募を行ったところ、1団体から応募があり、選定委員会で「世田谷区立区民会館・区民斎場指定管理者選定審査基準」に基づき審査を行った。

第1次審査では、施設等の管理実績、運営管理体制、個人情報保護、雇用計画、研修計画、利用料金、収支計画、施設事業計画、サービス改善、喫茶コーナー運営の取り組みについて書類審査を行った。応募団体が審査基準点となる7割を超えていたことを確認し、応募団体を第1次審査通過者とした。なお、第1次審査にあわせて実施した財務諸表診断（過去3年間の経営状況・事業状況）については、東京税理士会の税理士に評価を依頼し、B「長期の経営に対しては大きな問題は見当たらない」との診断をいただいた。

第2次審査では、組織の管理・運営体制、サービス改善の取り組み、雇用・研修計画、収支計画、施設事業計画、喫茶コーナー運営について、第1次審査通過者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを行い、審査した結果、応募団体が審査基準点の7割を超えていたことを確認し、第2次審査の通過者とした。

第1次審査、財務諸表診断、第2次審査を総合的に判断し、最終審査において指定管理者の候補者を選定した。

(2) 選定委員会開催状況

令和4年度 第4回選定委員会：令和4年11月8日

・指定管理者の評価・選定方法

令和4年度 第5回選定委員会：令和5年3月27日

- ・審査基準及び審査方法の審議

令和5年度 第1回選定委員会：令和5年6月12日

- ・第1次審査（書類審査）及び財務諸表診断の結果確認

令和5年度 第2回選定委員会：令和5年6月26日

- ・第2次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査
- ・最終審査

(3) 選定委員会の構成

令和4年度

	氏名	役職・所属
○	境 新一	成城大学経済学部教授
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	砧地域町会・自治会連合会会長
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
	木本 義彦	北沢総合支所長
	舟波 勇	地域行政部長

※○は委員長

令和5年度

	氏名	役職・所属
○	境 新一	成城大学経済学部教授
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	世田谷区町会総連合会からの推薦
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
	馬場 利至	玉川総合支所長
	岩元 浩一	地域行政部長

※○は委員長

4 選定結果

条例第7条第3項に規定する審査基準に基づき、事業計画書等の審査、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果を総合的に評価した結果、「適格」であるとの評価を受け、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者の候補者として選定した。

詳細については、別紙「選定結果表」を参照。

5 選定理由

砧区民会館の選定団体は、指定管理者として区内の複数の公共施設を運営してきており、豊富な実績とノウハウを有している。財務諸表診断では、評価Bの「長期の経営に対しては大きな問題は見当たらない」という評価であった。第1次審査評価項目の中では、「危機管理体制」「個人情報の保護」、「区内・高齢者、障害者雇用に関する考え方」および「利用料金」の部分で高い評価を得ている。第2次審査では、事業企画の提案において、地域と連携した住民参加型のイベントが説明され、教育、文化、産業に関する事業企画が多い点について評価を得ている。また、障害者、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいることについても評価を得ている。

以上のことから、指定管理者の候補者として適していると判断した。

選定結果表

1 申請団体

団体名・代表者	所在地
株式会社 世田谷サービス公社 代表取締役 岡田 篤	世田谷区太子堂三丁目 2 5 番 9 号

2 評価結果

(1) 第1次審査

評価項目		配点	株式会社世田谷サービス公社
書類審査	施設等の管理実績	2 1	2 0
	運営管理体制	2 5 9	2 2 5
	個人情報保護	3 5	3 4
	雇用計画	6 3	5 5
	研修計画	4 2	4 0
	利用料金	4 2	4 2
	収支計画	1 4 0	9 4
	施設事業計画	1 9 6	1 5 6
	サービス改善の取り組み	1 8 2	1 3 7
	喫茶コーナーの運営計画	7 0	4 8
合計		1, 0 5 0	8 5 1
審査基準点 (配点合計の 7 0 %)			7 3 5

(2) 第2次審査

評価項目		配点	株式会社世田谷サービス公社
ヒアリング プレゼンテーション	組織の管理・運営体制	70	51
	サービス改善の取り組み	140	102
	雇用・研修計画	70	56
	収支計画	70	47
	施設事業計画	70	51
	ヒアリング評価	70	50
	喫茶コーナーの運営計画	70	46
合計		560	403
審査基準点 (配点合計の70%)			392

(3) 最終審査

第1次審査、第2次審査を総合的に判断した結果、株式会社世田谷サービス公社が指定管理者の候補者として適格と判断され、選定された。